

## 小田付地区屋外広告物指導基準

(目的)

第1条 この基準は、喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の現状変更の許可の運用に関し、屋外広告物の指導に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 許可基準の表の屋外広告物の欄に掲げる「自家用看板」とは自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物をいう。ただし、国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物又は掲出物件については、公共的空間以外に表示しているものについても自家用看板とみなす。

(指導の基準等)

第3条 同表の屋外広告物の欄に掲げる「歴史的風致を損なわないもの」とは別表1及び別表2に定める基準に適合するものをいう。

別表1 共通基準

位置	保存地区の伝統的建造物よりも目立つことのない位置に設置し、できる限り道路からも後退させるよう努めること。
高さ	地上から広告物の上端までの高さ(以下「地上高」という。)が当該広告物を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さ(二以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の高さとする。以下同じ。)の5分の6以内であること。
規模	設置する広告物の表示面積の合計が5平方メートル以下であること。ただし、広告物が伝統的建造物の外観の一部を構成するものと認められたときは、上記に定める表示面積に算定しない。
形状	保存地区の町並みに配慮し、奇抜な形状のものは避けるようにすること。
意匠	保存地区の町並みに調和する和風の落ち着いたものを基本とすること。
素材	広告物の表示面の素材は、保存地区の町並みに調和する木材、石材、和紙、布等の和風素材又は類似の質感を持つものを使用するのが望ましい。
色彩	表示面積の2分の1を超えてマンセル値(表色系)の彩度(以下「彩度」という。)が8を超える色彩を使用しないこと。
その他	電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置(以下「電光表示装置」という。)、光源が点滅するもの及びネオンサインを有しないこと。

別表2 個別基準

建植広告板	位置	道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。
	高さ	高さが10メートル以下であること。
壁面利用広告板	規模	広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。
壁面突出広告板	規模	壁面からの突き出し幅が二メートル以下で、かつ、道路上に突き出さないこと。
屋上利用広告板	高さ	地上から広告物の上端までの高さが10メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内であること。
	規模	広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。
アーケード利用広告板		掲出してはならない。
車体外面広告板		掲出してはならない。
建植広告塔	位置	道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。
	高さ	高さが10メートル以下であること。
屋上利用広告塔		掲出してはならない。
アーチ広告塔		掲出してはならない。
巻きたて看板（電柱）	規模	縦の長さが1.8メートル以下であること。 下端の高さが1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。
そで看板（電柱）	規模	縦の長さが1.8メートル以下であること。 下端の高さが1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。

## 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。